

【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第1回）

1. 日 時 平成29年6月1日（木）13:00～15:00

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 1208特別会議室

3. 出席者 委 員 山本会長，矢ヶ崎会長代理，A・カー委員，岩崎委員，亀井委員，金野委員，高橋委員，田辺委員，原委員，西村委員，藤井委員，湯浅委員（計12人）

文化庁 樋口政務官，中岡文化庁次長，山崎文化財部長，山下内閣官房内閣審議官（文化庁文化経済戦略特別チーム 副チーム長），大谷伝統文化課長，圓入美術学芸課長，大西記念物課長，豊城参事官（建造物担当），石崎文化財保護調整室長，山崎美術館・歴史博物館室長，菅野伝統文化課課長補佐，村上文化庁地域文化創生本部研究官（計12人）

4. 議事等

- (1) 文化審議会文化財分科会企画調査会委員を事務局より紹介した。
- (2) 企画調査会長の選任が行われ，山本委員が会長に決定した。
- (3) 企画調査会長代理について，山本会長より矢ヶ崎委員が指名された。
- (4) 会議の公開について規則等の確認が行われた。

*以上については，「文化審議会文化財分科会の会議の公開について」（平成二十四年三月十六日文化審議会文化財分科会決定）1. (1)の規定に基づき，議事の内容を非公開とする。

【山本調査会長】 それでは議事(2) これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用

の在り方についてに移りたいと思います。本調査会の調査事項等につきまして事務局より御説明をお願いします。

【大谷伝統文化課長】 文化庁伝統文化課長の**大谷**でございます。よろしくお願いいたします。

では、お手元の資料でございますけれども、資料3から資料7につきまして一括して御説明をさせていただきます。

まず資料3を御覧ください。こちら資料3は、去る5月19日に松野文部科学大臣から文化審議会に対してなされました「これからの文化財の保存と活用の在り方について」諮問でございます。今、本来でありますれば、諮問文をここで読み上げさせていただくところでございますけれども、本日時間も限られておりますので、諮問及び諮問理由につきましては各委員に後ほどお目通しいただくことといたしまして、この場での読み上げは省略させていただきます。

そこで代わりまして資料4を御覧いただきたいと存じます。資料4は、今回の諮問理由につきまして概要をまとめたものでございます。中段矢印にございますとおり、今回の諮問は、これからの文化財行政の在り方についての包括的に御検討いただく内容となっております。中心的な審議事項といたしまして大きく3点が挙げられます。一つ目に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策の改善。2番目として、文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開。3番目として、文化財を確実に継承するための環境整備の三つでございます。

続きまして、資料5を御覧ください。今回の文部科学大臣からの包括的な諮問のうち、まず速やかに御検討いただきたいものが、こちらの文化財の一体的活用と地域振興に向けた制度改革でございます。後ほど樋口文部科学大臣政務官からも御説明させていただきますが、私からは、現状と課題及び目指す姿などにつきまして、資料に沿って簡潔に御説明をいたします。

全国各地にございます文化財の現状といたしましては、文化財は、指定文化財も未指定文化財も個々の点としての保存が図られており、一定の地域内に存在する文化財を一体的に活用することが十分になされているとは言いがたい状況にあるかと思えます。その一方で、各地の文化財を周遊するルートでありますとか、日本人のみならず外国の方々にも分かりやすい解説を整備するなどの観光振興などとの連携が強く求められてきております。また、景観やまちづくりの観点から、文化財の保存と活用との連携を一層円滑にしていく

必要性も認識されているところであります。さらに、文化財の公開・活用については、文化財保護法においても、所有者等が努めるべきこととされておりますが、文化財は国民の財産であるにもかかわらず、その保存と活用に伴う負担を所有者にいわばお任せし過ぎているのではないかという課題意識もございます。文化財の維持だけでも負担の多い中、保存とのバランスを考えると負担の大きい公開・活用について、しっかりと知見を持って取り組める主体というものがいわば手薄な状況にあり、社会全体で役割を共有できていないのではないかという問題意識がございます。

こうした問題と状況を認識した上で、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方として目指すべき姿としては、地域の文化財に関わる民間と行政が協働できる枠組みを構築することではないかと思われまます。その枠組みでは、民間事業者が文化財の活用に参加できること、地域振興や景観まちづくりなどと連携した取組が可能となること、歴史的な建造物をイベントなどに利用することや、ユニークベニューとして活用することなど、文化財を適切に保存管理しながら活用を図ることで、保存と活用の好循環をもたらす取組ができること、こうしたことが実現されることを通して、文化財の持つ潜在力を引き出し、地方創生や観光振興などにつないでいくことが求められているのではないかと思われまます。

このために必要となる枠組みのイメージが左下の図でございませうが、まずは地方公共団体、所有者、民間事業者が連携していけるよう、地域の関係者の連携が促進されるような場が設定されるとともに、地域が一体となり文化財の活用とまちづくりなどの関連施策とも連携できるような、計画的で一体的な取組が進むような仕組みが必要ではないかと思われまます。また、その前提といたしまして、それぞれの文化財の保存と活用への取組を強化しつつ、参加する民間事業者などの活力、アイデアなどを引き出して文化財の魅力を高めていく構造というものが求められているのではないかと思われまます。このほかにも、VR、いわゆるバーチャル・リアリティーや高精細レプリカなど新たな科学技術によつてもたらされたものとの融合を促進することで、従来の文化財の活用とは異なる新しい取組が可能となつてきております。こうしたものに対してどのように応えていくのかということにつきましても御検討いただいてはどうかと考えております。

なお、右下には参考事例といたしまして、歴史文化を生かしたまちづくりを進めておられる兵庫県篠山市を例示してございませう。篠山市では、平成23年の歴史文化基本構想の策定を契機といたしまして、地域の協議会などによるまちづくり事業への助成をはじめ、古

民家活用に取り組む民間団体と連携し、空き家集落や城下町を再生し、関係自治体、金融機関、地元新聞社などと地域資産活用協議会を組織するなどの手法を通しまして、文化財の一体的活用と地域振興を図っておられます。このような現状と課題を踏まえた目指す姿を見据えたときに、具体的な施策や文化財制度の改正について御検討いただきたいと考えております。

次に、資料 6 を御覧ください。文化財に関する基礎的な資料を御用意いたしました。1 ページ目をお開きください。文化財の制度は、昭和 24 年の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけといたしまして、議員立法として昭和 25 年に成立した文化財保護法に基づいて行われております。文化財保護法では、政府・地方公共団体は、文化財の保存が適切に行われるように、法律の趣旨の徹底に努める責務を有するとともに、法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重することが定められております。一方で、先ほども少し触れましたけれども、文化財の所有者等は、文化財を公共のために保存するとともに、できるだけこれを公開するなど文化的活用にも努めなければならないとも定められているところでございます。

2 ページ目をお開きください。こちらが現在の文化財の体系図となっております。

続きまして 3 ページをお開きいただきますと、文化財保護の法律上のスキームといたしまして、国、地方自治体、所有者の役割及び罰則を整備するとともに、建造物・美術工芸品の例でございますけれども、管理・公開に関しまして、文化財保護法上における管理と公開の考え方をまとめてみたものでございます。

4 ページをお開きください。国で指定をいたしました文化財の状況と、所有者・管理団体の割合を示したものでございます。重要文化財のうち建造物については社寺仏閣が半数以上あり、美術工芸品には、種類はいろいろございますけれども、どちらも所有者・管理団体としては宗教法人が 6 割前後を占めているということが特徴となっております。

5 ページ目をお開きください。歴史文化を活かしたまちづくりの推進施策をまとめてみたものでございます。平成 19 年に本文化審議会企画調査会で御提言を頂きました歴史文化基本構想、それから文科省、国交省、農水省の共管でございます通称歴史まちづくり法、平成 27 年より開始いたしました日本遺産などの施策がございます。

最後に 6 ページ目でございますが、昭和 25 年以降の文化財保護法の変遷とその内容を簡潔にまとめたものでございます。

最後に、資料 7 を御覧ください。先ほどから御説明してまいりました文化財の一体的活

用と地域振興に関する論点の例を、事務局で大まかに五つの観点でまとめてみたものがございます。第1に、文化財の一体的活用と継承のために、地域の文化財に関わる民間・行政が共働できる制度的な枠組みを検討いただく際の論点でございます。

二つ目、こちらは文化財を核とした地域づくりに必要な制度的枠組みについての論点でございます。

第3番目、こうした文化財行政を推進するための地方行政の組織の在り方についてどう考えるのかということもでございます。

四番目、個々の文化財の保存や活用の取組の強化についてでございます。

第5に、社会全体で取り組む持続可能な文化財の活用についての論点でございます。

以上、想定される様々な論点を記載させていただきましたけれども、これをもって網羅的に整えたというものではないと認識しております。本日は、第1回目の企画調査会ということでもございますので、皆様方から自由な御議論の参考となればと思ひまして、事務局側で用意させていただいたものがございますので、御参照いただければありがたく存じます。

資料3から7の説明は以上でございます。また、本日は新たに設置されました文化経済戦略チームから同席いただいておりますので、ここで一言お話を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【山下内閣官房内閣審議官】 それでは、よろしいでしょうか。

【山本調査会長】 はい、よろしくお願ひいたします。

【山下内閣官房内閣審議官】 文化経済戦略特別チームの副チーム長というものを拝命しております山下と申します。お時間を頂きましてありがとうございます。

まずこの文化経済戦略特別チームというものでございますけれども、宮田長官と官邸の方の御相談の結果、このようなものを3月に内閣官房の組織として設置したものでございます。文化経済というと、非常に物々しい響きがございますが、これは文化行政をより充実発展させるために、全政府的に力を入れていこうということで、経産省、総務省、観光庁、いろいろな官庁が霞が関の中では文化行政と関わりがございます。こうしたところも含めてオール霞が関で強化を図るための組織でございまして、内閣官房の組織ではございますが、物理的には文化庁の建物の中に私どもおりまして、文化庁、それから役所でいうと文化庁、それから経産省が主力でございますが、それ以外に東京都のような地方自治体、あるいは民間の方々など、今20名ぐらいの方がお集まりいただいて作業を進めております。

では、何をするのかということですが、資料8を少し御覧いただきたいわけですが、資料8、こちらでございますけれども、先般5月12日に官邸で開催されました未来投資会議というものがございまして、この未来投資会議の場で松野文部科学大臣の方からプレゼンをしていただいた資料でございます。それで、こちらを御覧いただきますと、中ほどに「文化経済戦略（仮称）の策定に向けて反映すべき重要施策」とございまして、そこに文化経済戦略の大まかなイメージを記載させていただいていると。その中ほどの一番左側に赤い字で「文化財保護制度を持続的活用の観点で見直し」となっておりまして、これは、文化経済戦略の中でも一丁目一番地の課題にこの文化財保護制度の見直しというのはなっているということございまして、そういう意味で、私どもチームとしても大変大きな期待をしておりますし、また、事務局である文化庁文化財部の方にはいろいろとお願いもし、御協力もさせていただいているというような状況でございます。なお、先ほど御紹介ありましたように、文化財保護法の第1条には、そもそも保存と活用ということがうたわれておりまして、これは昭和25年の法制定時からの考え方なのでございますけれども、その後何度か法改正がございましたが、これについては、どちらかといえば余り活用という観点の改正はなかったということで、今回初めてというか、昭和25年以来67年ぶりの包括的な諮問を大臣から頂いたということでございますので、この大変エポック・メイキングな課題に先生方はお取り組みいただくということでございますけれども、是非、チャレンジングな課題になりますけれども、またスピード感を持った御審議をお願いすることになりますので、何とぞどうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

【菅野伝統文化課課長補佐】　ここで事務局から失礼いたします。ただいま、樋口文部科学大臣政務官が到着いたしましたので、ここで山本会長へ諮問文を手交させていただきます。その後、御挨拶を申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

（諮問文手交）

【樋口政務官】　皆様、きょうはお忙しい中、第1回の文化審議会文化財分科会企画調査会に御出席をいただいておりますこと、まずもって心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ただいま諮問文を山本会長に手交させていただきました。諮問を行った趣旨と、これから特に御審議いただきます喫緊の課題について、私の方からお話をさせていただきたいと存じます。

今、地域振興や観光振興といった文脈の中で、文化財への期待が大変に高まっています。その理由は、文化財の持つ大きな潜在力にあります。私たちは文化財を通して、先代の人々の暮らしや思想、世界観をかいま見ます。文化財は、地域のきずなを生み出すのみならず、国内外の来訪者を引き付けて交流を生み、文化的・社会的・経済的な価値を生み出して、新たな創造の基盤となります。

しかしながら、多くの場合は文化財の持つこのような力は必ずしも顕在化しておりません。地域で古いものは魅力を見出されないまま埋もれ、社会状況の変化とコミュニティーの希薄化の中で失われようとしています。この状況を打破するためにも、文化財とまちづくりとのインターフェースを強化することが必要であります。既にこのような問題意識の中で先行して取組を進めている地域があります。文化庁でも、文化財を核としたまちづくりを進めていくための取組に着手をしているところであります。このような取組を進める中で、地域振興の中核に文化財を据えることで、地域のアイデンティティーが明確になり、住民、行政、民間の一致団結した取組に発展しやすくなるとも感じております。

一方で、多くの課題も感じます。たくさんの方々の関係者をつなぎ止められず、力を引き出し切れていない現状に対して、制度的な解決策の必要性を実感しているものであります。これまで文化財は、その保存と活用が相反するものとして捉えられてきましたが、これからは、保存か活用かの二元論を越えて、今日に歴史的な資源を活かし、そして次世代へと継承するというモデルを作り上げていくことが必要であります。そしてこの課題は、高齢化や都市への人口流出のスピードが速い中で、早急に対応が必要な喫緊の課題でございます。

このため、文部科学省といたしまして、今回の包括的な諮問の最初の検討テーマといたしまして、文化財の一体的活用と地域振興を置いていただきました。次期通常国会での法改正を見据えて、今年11月までを目途といたしまして、第1次取りまとめの検討を是非お願いしたいと思います。

先ほどお話がありましたが、昭和25年に制定された文化財保護法は、これまで6度にわたり見直しが行われ、保護の対象の拡充が図られてきたわけですが、しかしながら、指定した文化財の保存、活用方法を充実させるための法律上の大きな見直しはこれまで実現しておりません。これまで、文化財の指定と、指定した文化財の保護措置という制度の中で、不断の努力によって文化財を守ってきたのは所有者の皆様でございました。これからは、今まで以上に社会全体で文化財の次世代への継承に積極的に取り組んでいくため、政策的な枠組みを飛躍的に発展させることが必要でございます。

この調査会での検討は、地方創生への根幹的な課題とも直結し、これからの文化財の保存と活用を考える極めて重要な意義を有します。このため、多くの分野で知見が必要でございまして、様々なお立場で、現場で実践を積み上げてこられた皆様、先生方に今回の検討をお願いすることといたしました。皆様の御検討に心から期待をしておりますし、先立つものも大事でありまして、予算や財源といったことも含めて、自由闊達な御審議を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

【山本調査会長】 ありがとうございました。いや、なかなか重たい宿題をストレートに表現していただきましたが、それも時期的な設定もありまして、我々自身の課題というものを責任を痛感するところです。受け止めまして何とか頑張りたいと思います。

政務官は公務で御退室ということでございます。どうもありがとうございました。

【樋口政務官】 ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

(樋口政務官退室)

【山本調査会長】 それでは議事を進めたいと思います。これまで議事(2)で本調査会のテーマについて御説明がありました。続きまして、議事(3)です。これからの国宝・重要文化財(美術工芸品)等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループの設置について、御説明をよろしく願いいたします。

【圓入美術学芸課長】 美術学芸課長の圓入でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料9の方を御覧ください。今回の諮問のテーマに沿いまして、これからの国宝・重要文化財(美術工芸品)等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループの設置について本日お諮りさせていただいております。

国宝・重要文化財のうち、美術工芸品につきましては、約1万点という規模で、多種多様な文化財がございます。それらの文化財につきましても、先ほど御説明がございました文化経済戦略、観光の観点から、かなり多くの御要望や、美術館、博物館も含めた御提言をこの短期間で頂いております。そういったことも踏まえ、今回、保存と活用の在り方について専門的に御議論いただくためにワーキンググループの設置についてお諮りをさせていただいた次第でございます。

2番を御覧いただければと思いますが、主に次に掲げる検討事項を挙げさせていただいております。先ほどの諮問の理由にもございました三つの中心的な審議事項と関係しますが、(1) 国宝・重要文化財(美術工芸品)等の公開の在り方等についてでございます。こ

それは例としまして、平成8年の文化庁長官裁定に「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」というものがございます。活用という観点から、まず公開ということがございますけれども、このような公開のルールにつきまして、なかなか御理解を頂けていない点、それから活用を促進するに当たり、さらに専門的に、より分かりやすく改善を図るべき点などにつきまして、専門家の方々の御知見に基づいて御議論いただき、改訂を目指していくという、制度の仕組みとしての在り方を御議論いただきたいと思いますと考えております。

また、(2) 専門的人材等の育成・確保の在り方についてでございます。こちらにつきましては、中心的な審議事項に、文化財を適切に保存管理しながら活用を図る専門的人材や、組織の在り方ということがございますし、また、諮問の(3) 文化財を確実に継承するための環境整備の中に、文化財の保存のための技術、技能の伝承者養成とありますが、例えば活用ということだけではなくて、修理から保存、活用ということを一体的に捉えて、それを支える専門的人材の育成確保の在り方についても御審議いただきたいと思いますと考えております。

それから、(3) 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための美術館・博物館等の機能強化と基盤整備についてでございます。これは諮問の(2)として中心的な審議事項にも挙げられておりますが、様々な観光も含めた社会の多様なニーズに対して、どのような機能強化、基盤整備が必要かについて御審議いただきたいと思いますと考えております。

本日、こちらのワーキンググループの設置につきまして御了承いただけましたら、今月中を目指して第1回の議論を開始させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

【山本調査会長】 ありがとうございます。今御説明のように、本調査会の下に専門的な事項を検討するワーキンググループを作るということです。何か御意見とか御質問とかありましたらと思いますが、よろしいでしょうか。では、亀井委員。

【亀井委員】 ただいま、美術工芸品を中心としたありようについて検討するためのワーキンググループをとりあえず設置するということですが、そのほかの分野に関してはどんな考え方なんでしょうか。と申しますのは、文化財というのは御承知のように物すごくいろんな種類がありますよね。非常に脆弱なもの、あるいは注意して取り扱わなければならないものは美術工芸品だけではなくて、例えば天然記念物、動植物、そういうものもあります。この地球温暖化の中で生息域がどんどん動いてしまう、あるいは狭められている、あるいは危機的な状況にある種というのものもあるはずなのです。それについての対応という

ことも考えないといけないのではないかなと思います。もう恐らく審議していく中で、スピード感を持ってやる上では、途中でぽっとうこういうワーキングが出てくるというのはなかなか想定できにくいかと思いますが、その辺、事務局としてどういうふうにお考えなのか、考え方を聞かせていただきたいと思います。

【山本調査会長】 よろしくお願ひします。

【大谷伝統文化課長】 御指摘ありがとうございました。今回、美術工芸品につきましては特にスピード感を持ってということで、まずワーキングを開催させていただこうと思っておりますけれども、亀井委員御指摘のとおり、ほかの分科会についてもそれぞれ個別の問題は当然あると思っております。その設置についても、ワーキングは適宜設置できるようにというふうを考えておりますので、課題が明らかになってまいりますれば、当然ワーキングをまた別途設置して審議するということは検討しなければいけないと思っております。今回はひとまず美術工芸品からということでございますので、ほかに史跡でありますとか建造物でありますとか、それぞれ課題もまた出来上がってくると思っておりますので、今回の諮問はあくまで包括的に諮問をさせていただいておりますので、課題が明らかになってくれば、適宜追加で検討することが可能でございますし、ワーキンググループの設置についても柔軟に対応したいと考えておりますので、また時期が参りましたら、皆様方にも御相談して、設置についてもお諮りするとうふうにしたいたいと思っております。

【亀井委員】 分かりました。ありがとうございます。

【山本調査会長】 ほかにありませんか。はい、どうぞ。

【岩崎委員】 ちょっとお尋ねしたいのですが、今回の論点にもまとめてあるように、指定品と未指定品と併せて総合的に考えていきたいということが一つの柱かと思うのですが、ここでとりわけ指定品だけを取り上げてワーキングを作るということは、どういう意義があるのかということをお教えいただきたい。

【圓入美術学芸課長】 特に国宝・重要文化財と書いてございますが、一応「等」と書かせていただいておりますので、こちらのワーキングの中でも、諮問に沿いまして地域振興ですとか観光振興ということも出てまいりますと、恐らく、指定・未指定も含めて一体的に捉えていくというようなことも御議論いただくということは視野に入れてございます。ただ、最近よく言われております国宝・重要文化財を活用してという趣旨を捉えますと、スピード感を持ってということで御指摘いただきましたように、当面短期的には、(1)に挙げさせていただいております公開の在り方についてというところにつきましては、やは

り国宝や重要文化財に少し的を絞らせていただいて御議論いただきたいと考えてございます。

【山本調査会長】 ほかにありませんか。このワーキングの作業は、その都度この調査会に上がってくるということになるんですかね。

【圓入美術学芸課長】 できれば、6月に始めさせていただきまして、何度か御議論させていただきまして、論点となるものをまとめた段階で、企画調査会に御報告をさせていただきたいと考えております。そこでこちらのワーキングの御議論に対しても是非御意見を頂きまして、頂いた御意見につきましてワーキングの方にフィードバックさせていただいて、また議論させていただきたいと。時期といたしましては、先ほどこちらの企画調査会の一次まとめの時期の御説明がございましたけれども、ワーキンググループにつきましても何らかの形で年内一定の取りまとめもさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【山本調査会長】 それでは、このワーキング設置につきまして御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山本調査会長】 はい、ではよろしく願いいたします。

それでは、御説明を踏まえまして討議に移らせていただきたいと思いますと思います。先ほど諮問文にもありますし、政務官のお話にありましたように、非常に重たいといいましょうか、非常に深く広い問題を、ある意味短期間といいましょうか時期を区切った形で展開するというので、我々としても緊張感を持って議論していく必要があると思います。本日は第1回目ですので、委員の皆様が日頃取り組んでおられるようなこと、バックグラウンドを含めまして、加えまして、きょう提案されました諮問に関わるような事項で今お考えのあるところ、一応論点が先ほど課長より5点にわたり述べられましたが、それに関するようなことなどについて、三、四分ずつ、少しスピーチをしていただければと思っております。恐縮ですが、名簿順でカー委員からお願いできますでしょうか。

【アレックス・カー委員】 よろしく申し上げます。時々名簿を逆順にいただいた方が助かるのですがね。

ちょっと自己紹介を兼ねて、私は、古民家再生の活動を行いまして、徳島の山奥の祖谷という地域を中心に、九州の長崎県の沖合にある小値賀島^{おぢかじま}とか、奈良県の十津川とか、岡山の津山とか、あちこちの古民家を宿泊施設などに直しています。僻地専門ですね。もう

一つはやはりインバウンドの観光で、特にうちの場合は文化人とか富裕層とか、そういうちょっと特殊な団体の日本案内をしています。その背景から話したいことは山ほどあるんですが、三、四分ということなので、別に優先順位はないんですが、いつも考えていることを幾つか話します。

一つは、景観における看板の問題ですが、この頃、日本の神社仏閣、特になぜか神社ですが、看板があふれて、かなり汚くなりましたね。いみすばらしい景観が多いのはなぜか。一つは多分、神社仏閣の管理人は、勉強不足ということ。それから一つ、十分指導を受けてないかもしれないけど、世界ではそういう宗教法人でありながら同様に文化財を抱える場所の常識的なやり方ってあるんですね。そういうものができるだけ浸透すれば良いと思います。これからセミナーを持つとか、何らかの形でそういう神社とかお寺とかの関係者を呼んで、真っ赤な字で真っ白な看板をぼんと文化財の真ん前に置いたりしなくていいよと理解してもらわないといけません。日本のいい例もあるんですね。例えば伊勢神宮はすばらしい。やはり物すごく徹底しています。「美しい看板」というものもあるので、そういうのも紹介できるかというのが一つなんですね。

もう一つは、美術館です。美術館はとにかくできるだけ人をたくさん呼びたい、大勢が来てくれたら万歳となっている場所が多いですが、今の時代、観光が成功している今の時代、今度は多過ぎて困るという問題が出てきています。この頃、日本の美術館、特に人気の企画展はもう行けなくなりましたね。右へ行け、左へ行けと、自由に美術品を見られない。それは美術館の運営技術としては時代遅れですね。ヨーロッパなど、この前ローマのボルゲーゼ美術館へ行きました。インターネットでの事前予約制になっています。時間も区切られています。で、その時間内で他の人は入れないので、館内には限られた人数しかいなくて、気楽に展示を鑑賞できます。それはやっぱり気持ちよかったし、じっくり見られる。誰でもということでは無理なんですね、今の時代。

あとは写真撮影ですね。日本ではいたるところが撮影禁止になっていますし、常識としても写真を撮ってはいけないというのがあるわけですが、それも世界の美術館常識ではない話ですね。先月、ブリティッシュ・ミュージアム、あれは王立博物館ですか、に行ってみたら全部撮ることができました。上海美術館も全部撮れます。もちろんボルゲーゼも。それはやはりお客にとっての大きな楽しみの一つでもあるし、意外とカタログとか本とか美術館のショップに売っているようなカードにないものが非常に多いので、フラッシュは困るが、フラッシュを使わなきゃ撮っていいのだと。だから、日本には一種の秘仏的観念

が残っているような気がして、非常に残念なんですね。

つまり、そのような写真撮影への考え方、看板、いろいろと整理の時代に入ったと思うんですね、整理、管理、いろんなシステムがあり得る。例えば今の写真の話ですが、誰でも写真を撮ることができたら、美術館のショップが潰れてしまうなどといった心配もあるかもしれませんね。しかし、世界のあるところでは、写真許可のためにまた特別にお金を取るんですね。つまり普通の入館チケットとはまた別に写真許可にお金を取る。それでしっかりとした収入になるのです。そういう方法に限らず、考えさえすればいろんな方法論があるわけなので、入館客の整理、写真をどんなふう撮らせてあげたらいいとか、いろいろ考えれば、美術館はお客にとって非常に楽しく、勉強になる、充実感のある場所になるわけですね。

他にも山ほどありますが、とりあえずこの2点で終わらしましょう。よろしくお願ひします。

【山本調査会長】 ありがとうございます。では岩崎委員、よろしくお願ひします。

【岩崎委員】 私は博物館で仕事をしておりますので、自分の経験に即して今回のお話絡みそうなところを3点申し上げたいと思います。

まず一つは、今年になりまして、文化財の修理をテーマにした展覧会を、私の所属する京都大学総合博物館と、京都文化博物館と共催で行いました。これは文化庁の地域興しと申しますか、その助成を頂いて実施できたものです。その際、文化財の修理に携わっていらっしゃる方たちとお話をしたりすることがありました。うちが持っている資料の修理をお願いしたりもするのですが、大変驚きましたのは、素材を作る職人さんがもう高齢化して、継承者がいなくなっているということです。聞いてはいたのですが、そこまで進んでいるのかというので大変驚きました。特に印象的だったのは、神社は、寺院も該当しますかね、伊勢神宮の遷宮に代表されるような、25年、50年おきに改修をするということをやります。次の伊勢神宮の遷宮か、何かそのようなときに、今まで衣装あるいは緞帳などを調達していた、そういうコーディネートをされていた方がお亡くなりになって、今までと同じようなものが準備できるのかどうか分からないというお話がありました。掛け軸ですと、周囲のきれなどがかつての古い時代と同じような形での復元はもう到底不可能であるとか、やはり幾ら作り方が、ハウツー物が昔から伝わっているとはいえ、糸の感じとか感触とかそういうものを職人わざで育てていかないと、なかなか継承が難しいということで、私は物がきれいに直ってくればいいというぐらいに思っていたのですが、日本の伝統

産業の衰退に絡み合って、修理ということ、すなわち、文化財を維持していくことが非常に難しくなっていくのではないかと心配になった経験があります。

ですから、今回、論点の中にそういう問題が入っているのは大変いいことだと思いますし、積極的に考えていく必要があるのではないかと考えています。

それから、デジタル化という話が出ています。これは恐らく頻繁に出展できないもの、出したら色が落ちてしまうもの、たとえば掛け軸は一年中出すことを前提に作ったものではなく、やはり季節ごと、行事ごとに出し入れするというのが当たり前のやり方で、それを展覧会あるいは博物館などでずっと展示するというのは到底無理な話ですので、このデジタル化というのは非常に有効な方法として出てきているのだろうと思います。

10年前ぐらいに、私もそのように思いまして、非常に使いにくい資料をデジタル化したことがあります。それは、京大の先生が開発された最先端の技術で、極めて高精細なデジタル化をすることができました。ところが、10年たつと陳腐化するのです。その維持が本当に大変で、お金も掛かりますし、またそのときの技術というのが、もう一回復元することが難しいと。パソコンが傷んだので替えようと思ったら新しいパソコンで再現できないなど、いろんなことが出てきます。こうしたデジタル化の問題は、個々の博物館が個別にやるということでは恐らく到底やっていけないだろうと。デジタル化の労力、お金、それから維持費、そして更新の必要があったら、またそのために新しくしなければいけない、その労力、お金を考えたときには、やはり何か大きなバックアップがないことにはなかなか個別の博物館でデジタル化を推進するのは難しいのではないかなというのが実感としてあります。媒体が2年ごとぐらいで更新されていくことを前提にしたデジタル化の議論であれば、それは意義があるのではないかと実感として思いますが、京大の場合は、もう諦めようかなと、随分時間を掛けてやったデジタル化なのですが、維持するにはちょっと難しいと思うことも幾つかあって、諦めざるを得ないというのが実情です。

それから、この諮問と資料8を見たときに、文化財に余りに過度な期待をもたれているのではないかと率直に感じました。私は江戸時代の専門で日本史の資料を担当していますが、京大博物館には、資料が恐らく10万点以上は存在します。その中で観光に使えるかと考えたときに、活かせるのは多分数点だと思います。文化財の活用ということで、様々な形でできるだけ大切なものを出そうと工夫して行って、地域興しにつなげるという、それ自体は非常に重要なことだと思うのですが、それにより使えない資料、お金にならない資料を置き去りにするようなことになっては、本末転倒ではないかと思うのです。仮に当館

がお客さんを呼べそうなものを充実させてくださいと補助金をもらったとしても、残りの9万点が放置では博物館の役割は果たせません。そこで、いろんな方に残りの資料のよさ、有名なものや指定品以外のすばらしさを伝えようと思えば、研究、調査が必要で、時間も手間も掛かります。この活用という場合には、それが文化財を新しく仕分けするような、こっちはお金がもうかる、こっちは役に立つ、役に立たないというような、そういう基準にならないような工夫が必要ではないかと思います。文化財というのは、そもそもお金をもうけるために作られたものは一つもありません。かつての人たちが生活の中で、あるいは芸術活動の中で残してきたものを私たちは文化財として今役に立たせている。保存をし、展覧会などで皆さんと共有しているということであって、そもそもがお金をもうけるために作られたものではないということを基本に置いて、私たちの歴史や伝統などを未来に伝えていくためにはどうしたらいいのかということを経験として考えられるようなことが必要ではないかと強く感じています。

以上です。

【山本調査会長】 では、亀井委員、お願いします。

【亀井委員】 私は文化財行政を長らくやってきまして、幾つかの経験があるんですが、最近思うことは、いわゆる総合的に把握してストーリー性のあるものを一括して何かうまく守っていきこうという大きなうねりが出てきている、これは大変結構なことだと思います。平成19年に歴史文化基本構想というものが創設されまして、現在60近く認定されていると。そこへ歴まち法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）の方で歴史的風致維持向上計画とリンクする形で進行しているというような形が生まれております。これは大変結構なことだと思いますが、それに耐え得るような文化財の種別というのが当然あるわけですし、建造物の場合ですと、使って何ぼという世界であります。物によっては、脆弱なお茶室のように、どかどか人が入って何かするというのではなくて、外からそっと眺めていただいて特別な場合に行事をする、それをまた眺めていただくというような使い方をしなければならないようなものもあります。このような訳で、文化財の種別によって取り扱いについては十分な注意をするということが必要と考えます。特に美術工芸品を進めているようですが、博物館などで展示されているのを見ますと、非常に修理がうまく行ってきれいになっているところもあれば、もうよれがひどくて、これは何とか直さなければならないなというものまでも展示しているケースがあります。そういう場合には、博物館に展示品として出せば、博物館の費用でそれなりの修理をしていくというよう

な仕掛けが多分寄託の段階ではあると思うのですが、それをうまく使って文化財の保存・修復というのを、公的な機関の方で自主的にできるような仕掛けというのも作ってあげれば、いいのではないかと思います。また、例えば春日曼茶羅みたいな作品はたくさんの類似作品がございます。目玉のものはもちろんありますが、類似品がたくさんあります。一つのを長期間にわたって展示ができないということであれば、ほかのもので代替することが必要かと思えます。クローン文化財、模写、模造品というのがありますが、やはり本物を見せるということが国民の教育あるいは文化的な向上にとっては大事なことだと思いますので、どうぞそういう仕掛けも大いに議論していただければと思っております。

それと人材育成ですね、これは非常に重要なことで、用具の生産、資材の確保のための人材、またいろんな局面で文化財を説明する解説員の育成などですね。あるいは博物館そのものは学芸員という制度がありますが、いわゆるキュレーターは研究者ですよ。ところが、保存ということを考えますと、コンサバター、いわゆる保存・修復にたけた方がいなければいけない。博物館の場合にはキュレーターが保存の一部を担っているということですが、本格的に保存を考えて活用も考えるということであれば、博物館にキュレーターだけではなくて、保存科学、保存・修復技術にたけた、知識を持った方、専門家を配置するということも必要なのかなという気がします。

資材の関係では、ふるさと文化財の森を参事官室を中心として資材の供給地を募って場所を定めて、もうかなり進んでいると思います。それとともに、できれば鉱物の方も何か、ふるさと文化財の土地みたいな形で展開ができないか。特に壁土とか粘土、瓦を焼く土ですね、そういう土も本当は必要なんです、それは自然破壊につながるというようなことで禁止されている事例があります。必要といっても、年間必要量というのはそんなに多くはないわけですので、良質の土を産出するような土地は、特にふるさと文化財の土地みたいな形で何か銘打って作っていただければありがたいなと思っております。

人の点では、たしか文化財保護法の中に文化財保護指導員を置くというような規定があるかと思えます。その職務の内容をもっと充実して、かなり学識経験豊かな、あるいは文化財に対する造詣の豊かな方を複数名配して、その方がいわゆる管下のいろんな自治体の指導に当たるというようなこともまた必要ではないかと思えます。行政官でありますと二、三年でころころ代わってしまいますので、せっかく文化財に対しての知識を得た段階で去ってしまうということは、非常にロスが大きいということがあります。もしできれば、文

化財主事制度みたいなものを設けて、専任で長期にわたっての文化財行政を担う。もしそれができないのであれば、民間の活力を利用して、その文化財管理指導員の制度をうまく活用してほしいと思っています。

いずれにしても、現行法でできることは結構あるはずなので、まだ有効に使われていないところは大いに積極的にやっていただければと思っています。私も陰ながら応援する立場にあります。実際やるとなるといろいろ大変だと思いますが、できることからやっていただければと思っています。

以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。では、金野委員、お願いします。

【金野委員】 金野です。兵庫県の篠山市を拠点に、古民家などの文化財建造物を活用する活動を10年ぐらいやっています。ここ1年で、文化財建造物は保存から活用の方に大きく振れて、もう文化庁の皆さんはそういう認識なんだろうが、現場レベルではまだまだ、「え、そういうものを活用していいの」という感覚があります。文化財保護法の精神が正しく広がっている。広く国民に「文化財は保存をするのである、触っちゃだめよ、見学はしてもいいです」という精神が津々浦々に本当に浸透していて、これはある意味すごいことなんです。

そういう物件をお持ちの方は地方の名士であったり文化人なので、まさにそういう意識をお持ちで、我々がこれをレストランやホテルに活用しましょうと言うと驚かれる。そんな下品なことではできないという感覚がまだあります。今回、文化財保護法そのものを見直していこうということで、これをスピーディにやろうということは、本当に今の日本社会に必要なことかなと思っています。

私自身は、10年やって思います活用の視点ですが、やっぱり文化財としての建造物が日々の暮らしからちょっと遠いところにあり、美術品としてめぐるような建築物という位置なので、それをもう少し我々の日々の暮らしの中に当たり前に文化財があって、それとともに豊かに暮らしているところにシフトしてくることが重要かと思いますね。もちろん、美術工芸品や無形のものも含めて考えていいのですが。

これは実は観光にも言えまして、何か観光客が名所旧跡を回るというのではなくて、日本には日々豊かに暮らしている場にやってくる形、やっぱり観光そのものも暮らしの方にシフトしようとしています。日本人はすばらしい暮らしの場があって、その場がどうやら文化財と観光を幸福に結び付けるのではないかなと思っている次第です。

もう1点だけ。私は最近聞いたんですが、ある別邸が名勝指定の調査も終わって、しかし指定には進まず取り壊しなんです。やっぱり総合的に捉えなきゃいけないというのはこういうことで、文化財に値するんだったら指定しないとだめですよ。でも、指定しても活用が前提じゃないので、残すのにすごくお金が掛かって、それをまた公開施設として維持管理するのにお金が掛かる。お金が掛かるから潰す。潰すのであれば指定できない。これは何かちょっと論理がねじ曲がっているわけで、こういうものを一体的に捉えて日本社会にちゃんと残すという形が健全で望ましいと思います。私のところには今全国からそういう案件がいっぱい舞い込んできます。大いにスピーディに精神を変えて、それを国民に伝えてほしいと思っています。

【山本調査会長】 ありがとうございます。高橋委員。

【高橋委員】 皆さんこんにちは。私は、「Discover Japan」という雑誌を作っております。月刊誌なんですが、タイトルどおり日本の魅力を再発見するというテーマで作らせていただいております。ポイントは発見ではなく再発見というふうにしています。きょうの文化財もそうですが、日本にはすばらしい魅力がたくさんありますので、それを今の人たち、特に30代とか40代の人たちが、何か日本ってすてきだなとか魅力的だなというように思ってもらえるような形であの本を作っております。

そうした中で、委員でいらっしゃるアレックスさんにもよく取材をさせてもらっていますし、祖谷の現地も取材させてもらいました。そして金野さんのノオトさんも紹介させてもらったりしております。今、世の中の的に、例えば刀剣がブームになっているとか、古民家を改築した一棟丸貸しの宿が注目が集まるとか、本当に日本の文化とか文化財に対して関心が高まってきているなということも思っております。委員の方々も皆さんすばらしい先生方ばかりですが、今回私も参加させてもらって、民間としてメディアの目線、あとはユーザー目線でちょっと意見を言わせてもらえたらと思っております。今回、文化財の活用ということに対して、本当にもう大賛成ですし、世の中の的にもそういうことが高まっているので、いい形で実現していければ、すごくいいムーブメントになるのかなと思っております。

二つほどお話しさせてもらいたいのですが、一つ、法律は置いておいて、例えば重要文化財、国宝とかありますが、大体美術館の中のガラスのショーケースに入っていますよね。例えばふすまなどは、ガラスケースで見るよりは、やっぱり元あるお寺のある一室の場所で見るとかと思うんです。一回元の場所に戻してあげて、そこに対して特別な人に

特別な時間を与えるというようなテーマで提供すると、例えば観覧料をウン十万円でも払っても多分見に来る人とかいらっしやると思いますし、特にインバウンドでも、いわゆる富裕層、つまりラグジュアリー・トラベルに付けることによって文化財があるべき場所で楽しむということをコンテンツにすると、経済的なことにもつながっていくのかなとは思っております。僕も実は春日大社さんで御神饌をちょっと頂いたことがあるんですが、本当にもう限定された空間で、夜だったのですが、和ろうそくをともして、その中で本当に神様に差し上げる御飯を頂いたんです。やっぱり夜の中、和ろうそくの中で見る漆器のつややかさ、和ろうそくで見る金屏風のきらめきなどを体感したこともありまして、これは本当にラグジュアリー・コンテンツになるのではないかと思っております。そのようにつながっていくのかなと期待しているところです。

もう一つは、修復の話です。先ほど岩崎先生が言われていました修復の職人さんがもう危ないというような話の関連で、これは海外の事例ですが、フランスのランスにあるルーブル・ランスというルーブル美術館の別館があります。そこに行ったとき、建築は西沢立衛さんという日本人の方が建てられていて、展示のすばらしいこともさることながら、とても印象に残ったのが、修復をされている別室がありまして、修復されている現場を普通の観光客が見られるのです。それはすごく印象的でして、修復の現場が見られる、イコール美術品というのは大切だから守らなければいけないとか、例えば先ほど話に出た職人さんの減減対策としての後継者育成にもつながっていくという、これは一例ですが、そういうことがいいなと思いました。

そんな感じで、僕はやわらかい担当というか、民間目線でいろいろお話させてもらえたらと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

【山本調査会長】 では田辺委員、お願いします。

【田辺委員】 千葉市美術館の田辺と申します。昨今、上野などでは、何十万人という入場者のある美術館が増えているんですが、私の勤める千葉市美術館はそういうところではなく、最近はよく、ゆっくり見られてよかったという、うれしいような悲しいような感想を頂くことが多いのですが、そういった地方自治体でもあり、でも何となく東京にも近いので、地元よりも東京の方がいいものがあるんじゃないかという市民をいっぱい抱えた美術館です。

私自身は江戸時代の絵画を専門としておりまして、特に浮世絵なんですね。普及性があるという意味で、ジャポニズムなんか見ましても、とても発信力のある資料ではあるんで

すが、余り指定品はありません。常々危惧していますことは、江戸時代の美術、古美術ですと、観客の層がやっぱり高齢の方が多くいらっしゃいます。それはそれでうれしいことですが、もっとモダンなコンテンポラリーの展覧会をやったときと明らかに大きく年齢層が別れてしまうんですね。その中でも高校生などは非常に、どちらの分野にしても1%に満たないような人数しかいらっしゃいません。美術館の役割としては、これから教育普及ということをお願いしていきたいと思っていますし、学校の先生と関わりながらやっていく中では、やっぱり学校での教科書などを拝見しましても、美術についての記述が非常に少ないと感じますし、何かはやり物に左右されるようなところがあって、きちんと作品というか日本文化の骨格みたいなところを学ぶ機会がなく、少なくとも高校生までは美術に触れる機会が少ない状態で過ごしてしまうんだらうという気がしております。そういった若年層に対しての美術的な教育普及というものに力を入れられればと思っているところです。

社会全体で支えるという課題を頂いていますが、国も多分そうだと思うのですが、文化に対する予算が非常に絞られてきている。事業を多く求められる割には、お金と人が全然付いていけない。国がそうであれば、私ども千葉市なんかはもう右に倣えになってしまうので、社会全体で支えるということが、じゃあお金はそっちで何とかということではないように願っております。

それから、東京国立博物館等の国関連の博物館などは修復、保存の関係の部署があったり、また近くにあったりするのですが、私どもですと、本当に小さな、例えば掛け軸のひもが切れたということでも、どうしていいかわからないときがしばしばあります。そのようなときに、安心して作品を預けられて、しかも安くそういう修理をしていただけたところがどういうところにあるのかということがいつもとても迷ってしまい、結局、中でも、その年に一番大事だと思われるものを、当館にとってはちょっと高い修復業者さんに預けたりするという状況があります。それを保存という観点から、小まめに作品を観察して、そんなにお金が掛からず、小さいところを、本当にひもが切れたというような些細なことに対して対応できるような、そういう維持管理システムが出来たらなと思います。

それから、当館は余りしていないのですが、企画展等では作品をお借りすることがありますので、文化庁さんにも御相談に上がることがあるのですが、とてもお忙しそうで、何か御相談に行くのはばかられるというか、そういう気がいたします。いつも緊張して行くんですが、もうちょっと入口として分かりやすく、そしていっぱい専門の職員の方がい

る状況を是非作っていただきたいなと思います。

それからもう一つ、千葉市でも、市長とかボスが代わると、すごく文化に対する状況が変わってしまうんですね。それで、今の市長は私にとってはまあまあいいんですが、とにかくちゃんとした専門的な学芸員をきちんと正規職員で採用するという体制が地方には伝わっていないような気がします。例えば千葉市では前には、普通の行政職の公務員として採用した中に学芸員資格を持った人がいたら、有資格者として博物館に回すというようなことは普通ですし、今もやっているところは多いと思うんですね。ですが、私でしたら美術ですし、考古の人は考古というふうに、資格というか、その専門に沿った働き、人材を採用するとともに活用するというのもこの事業には大切なんじゃないかと思っております。学芸員資格の取られ方も、毎年何万人も取っていると思うんですが、うちに実習に来る学生も、もう学芸員にはなれないが、就職するとき履歴書に1行増やすという、そんな目的ではないかと思われる学生が、はなから諦めた状態で実習に来るんです。その資格自体も分野に分かれているわけではないし、何かそのあたりもちょっといろいろ検討できたらと思っております。余計なことをいっぱい言いました。どうぞよろしくお願いします。

【山本調査会長】 では、西村委員、よろしくお願いします。

【西村委員】 私は、歴史的な環境の保全とまちづくりの接点みたいな仕事をずっとやってきたのですが、その立場でお話したいと思います。対象になるのは建造物が多いんです。建造物のことを考えると、文化財の保護というのは保存と活用なんです、活用がないと保存はできないというのは当然のことなんです。制度的に見ると、建物に関していうと、きょうの資料にもありますように、所有者と管理責任者、管理団体という仕組みはあるんですが、活用をちゃんと位置付けられていないんですね。活用はそれぞれ考えろという話になっているので、そこのところもう少しちゃんとしたノウハウがたまっていたり、制度としてノウハウがたまっていたり、そういう人たちがちゃんと安心して相談できるような仕組みがあると、最初から文化財の建造物としての指定を受けるところが安心してできるのではないかと思えるのです。ですから、その意味では活用の部分をきちんと制度的に位置付けるというのは非常に重要じゃないかと思います。

ただ、先ほどのお話を聞いてみると、第一次取りまとめでその部分は進みそうなんですが、その部分だけでいいのかなというのがすごく感じます。特にまちのことを考えると、周辺はどうなるのということがあるわけですね。つまり、そこは活用されて非常によくなると。じゃあ、周りに施設の有料駐車場がだ一つと出来て、そこは非常に重要な建物を、

ある意味そこを利用しながら自分たちは食っていると。しかし、全体のまちの景観からすると、必ずしもそういうところがプラスにならないということはいくらでも起きるわけですよ。

それから、指定文化財を活用するという制度だけを作ると、そういう部分に対してどういうふうな対応をするかということが問われるようになると思うんです。まあ文化財保護法には環境保全という項目があるから、そういうところもできるはずなんですけど、ほとんど今まで使われていないわけですよ。ここを本気でちゃんと一步を踏み出すということが同時に必要ではないかと思うんです。世界中の文化財保護法に当たるものを見ると、やっぱり周辺も含めて文化財のセクションが責任を持っているところは結構多いわけなんですよ。お隣の韓国だって、文化財保護法は、日本の文化財保護法のコピーなんですけど、周辺環境、周辺 100 メートルは自分たちのコントロール下にあるんですよ。日本じゃないんですよ。法律としてはあるが、活かされていない。ですから、そのところがうまく、例えば制度としては歴史文化基本構想が作られたわけだから、そこできちんと位置付けられたら、そこにはちゃんと手が出るとか、そういう大きな方向性をちゃんと議論できたらいい。民間活力はいいんですが、何かそこにだけフリーライドするような望ましくないものをいかに食い止めるかというのもやっぱり一つの課題だと思うので、そこでどんなことがやれるかというのは非常に重要ではないかなと思うんです。

一步進めると、それは文化財があるところだけではなくて、例えば中山間地のようなところ、非常に美しい農村景観があつて、しかし、よく見ると空き家と耕作放棄地だというのは日本中たくさんあつて、ある意味これは文化的景観の候補地みたいなものがたくさん日本中にあるんですよ。しかし、重要文化的景観になれば何とかなるかもしれないが、そうはならない多数の大量の美しい農村風景というのは、今なかなかサポートの手が入らないわけですよ。それも例えば今のように、歴まち計画でもいいし、歴史文化基本構想でもいいが、何らかの形で、例えばそういう文化的景観に登録制度が導入されるとか、何らかもう少し広く広がっていくような制度を並行して考えていただくのがいいと考えています。そうすると、ピンポイントに非常に重要な指定建造物や指定文化財の活用と、その周辺の、そこまで行かないが、やっぱり将来的に日本の観光にとっても非常に重要な部分をどういう形で制度的にサポートするかというのを並行した議論として、一次取りまとめで終わって開催されなくならないように、次、そういうことも並行して是非議論していただきたいと思います。

以上です。

【山本調査会長】 では、原委員、お願いします。

【原委員】 ありがとうございます。原と申します。東京都の教育庁で、かれこれ、昨年四半世紀勤めたということで感謝状をいただきまして、もうこんなに都庁にいたのかと、自分でもまさかこんなに都庁にいるとは思わなかったという状況にあります。最初に自己紹介したいんですが、私実は、理学の大学院を出ていますので、実は生物で、自然史系の人間だったんですね。で、東京都にも自然史系の博物館を建てようということで採られた学芸員だったんですが、何と都知事が代わるたびに政策がガラガラポンになりまして、都庁内失職しまして、当時、天然記念物の方の学芸員は必要だろうと声を掛けてくださった文化庁の主任調査官がいらっしやいまして、その声で都庁が動き出しまして、おかげさまで文化財の方に職を得たという、ちょっと不思議な人間なんです。それから天然記念物と名勝をしばらく担当しまして、次に同じ記念物なんだからといって史跡もやれよと言われてまして、史跡もやりました。ただ、埋蔵文化財の方は別の学芸員がおりますので、それは地方自治体皆さん一緒だと思います。それから、なぜか建造物の方もやれと言われてまして、建造物課の方へ出入りするようになって、記念物課の方は、ちょっと埋蔵さん、記念物課の方もやってよと言ったら、僕たちは埋蔵文化財なので記念物じゃないとか言われちゃって、というのが自治体の実態なんですね。今引き続きやってもらっていますが、その後、美術工芸もやらないかと言われて、あなたはもともと理系なんだし、この保存科学というものを所有者さんにお話するには、決して絵画史や彫刻史の美術史を知っているだけでは、所有者さんがなぜこれだけ費用が掛かるのかは分からない。それから保存環境のことを忠告するにしても、指導するにしても、やはり理系のあなたがちょうどいいわよと、なぜかとても非常に甘い言葉で、あ、そうかも一とか思ってやっちゃう私もおかしいんですけれども。それで美術工芸の方にも行きまして、保存科学を中心にやらせていただきました。最後はそれこそ全部総括するのがおまえの仕事だろうと最近言われまして、なぜか無形も民俗文化財も両方走り回っているという状況です。

一体地方自治体の職員がどんなことになっているのかということ私の例で御紹介したいんですが、例えばきのうですが、文化庁に呼ばれまして、多言語化が難しいことの会議をしていました。午前中の話です。午後になってすぐに走って行って、東京都の指定の絵画の総絵図を来年修理の予定で、2社ほど見積もりが出てきたんだが、一体これは何が違うんだというので、住職に一生懸命説明をしていました。この金額の違い、この人たちが

何を言っていてどういうふうにしたいと言っているのかというのを説明して、原さん、それは分かったから、もう任せるから、もう信じた、おまえをと言われまして、その後に、それよりこの池の松ぐいなんだけどさ、あの太さ、我慢ができないんだよとおっしゃる。国の名勝の池の松ぐいの太さについて、そこで住職と大議論。その後に、それから5年前に直した重要文化財の門なんだけれどさ、何であそこに釘が打ってあるんだよ、あれじゃ掃除ができねえじゃねえか、ちょっと見てくれよと言われて、急いで見に行きました。で、あ、本当ですね、釘抜かないと掃除できませんよね、じゃあちょっと言いますので少し釘を外させていただきますから、待ってください、うちの担当の学芸員に言いますというふうに言いまして、区市町村さんも一緒に立ち会って動いていますから、じゃあ帰るねと言うと、いや、もうちょっとというから、何で、立ち話でいいのと言うと、実はこの間、文化庁さんから記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財について補助事業実施の手を挙げろというのが来たんですが、本当は申請書出さなくちゃいけませんよね、どうやってこのプロジェクトを組み立てたらいいんですかって。だからねとって一から、まず所有者さんと話して、担当の学芸員が必要だよ、あなたたちのところは民俗のいないでしょう。祭りの道具を調べてきちっと目録化することと同時に、なんてことを話すわけです。それで、あともう一つ、あそこ、来年はやっぱ補助金は無理ですかねとって、また建造物の塗装の話を受けて、その後、あともう一つなんですけれどもというから、都の指定の無形文化財の方が、もう補助金欲しくない。なぜかという、もう要は弟子が辞めてしまって自分独りになってしまったので、もう辞めたい、無形文化財を返上したいと言っているんだけどどうしようかと言われていたので、たまたま無形と民俗の担当の学芸員と動いていましたので、すぐに行きなさいと。まずエンカレッジすること、それから、あなたは区市町村の生涯学習センターなんだから、まさしく子どもたちと一緒にそういう無形の実演をさせて、本人たちのコミュニティーの中にいるから弟子が見つからないんだから、もっと引っ張り出す仕組みを考えなさい、それに補助金は出してあげられるから。でも、雇った人の給料は補助金じゃないんだよということを延々と説明して、いつの間にか5時半ぐらいまで寺の門の前でずっと説得して、終わって帰ってきたんです。夜6時、7時ぐらいに家に帰って、もちろん家事やって、翌朝、きょう一番に都庁へ戻ったんですが、朝9時から相談者が入ってきて、まだ指定されていない文化財候補をどうしても守るために、やはりここと同じです、どうやったら民間の活力を入れて守ることができるか。どうしても、やはり都の制度の中で固定資産税や都市計画税などを控除してもらうためには、

まずは都の指定文化財を目指したい。なので、この建物を守るためには一体どこまで壊してよくて、どういう活用をするところまで許されるのか。そういう話をどうしてもしたいと。これをやらなかったら多分日本、東京はだめになるんじゃないかと思うと、民間の方がおっしゃるんですね。それを聞いて、私もそう思っているんですという話をして、これはもう民間活力で我々はモデルケースとして研究を始めようということを決断しまして、四人で手を結び合って、これから私、文化庁で会議だからごめんねと言って出てきたという感じなんです。これが地方自治体の実態なんです。

で、今回まとめますが、私は、お話を何かしてくれと言われたときに二、三の観点を考えました。まず、やはりどうしても国と自治体の格差もあります。それから、東京国立博物館さんや奈良国立博物館さんとか、そういう国を代表する博物館と、自治体の博物館の格差は物すごく激しいです。これをどうやって埋めたらいいんだろうかということ非常にいつも感じています。何よりも、私は補助金という制度がどうしても好きになれてなくて、というのは、補助金が取られていく一方で、彼らが自立してそれをフィードバックして自分たちで文化財を守っていくというシステムが作れないでいるんですね。我々は国だとか、あるいは都の学芸員もいろいろなことを考えて話し掛けるんですけど、結局地元の中でサイクリックに回っていかない。で、補助金はどんどんどんどん持っていきただけ持って行って、結局自立していつてくれない。そのフィードバックと、それからいずれ文化財の補助金を入れて、それで何かを助けてあげたとしても、結局それがその文化財の継承の更新ということに結び付いていかない、そこにすごくジレンマを感じているということがあります。どうやってこれをマネジメントしていくか、地域のお金も入れていかなくちやならないし、補助金をするためには、まず自己資金がなければ実は補助金というものにも手を挙げられない。個人の住宅なんかを建造物として指定してしまいますと、もう年金生活者の家では、全く手が入りられない。国の補助を受けるためには最低 200 万の事業にシなくちゃならないんですよといったって、その 200 万の自己資金が作れない。応援団をどうやって作るかということもできない。そこに格差とマネジメントの悪さをすごく私は個人的に思っています。

それから、日々そうやって地元の学芸員が、個というものに関して頑張って対応するしか方法がない中で、でも、それを大きく全体として捉えてどうやって解決していくのかというのは、日々やらなければと思いつつも、個に対応するのが精いっぱいというのが今の実態だと思うんです。それが自治体の実態です。文化庁さんの方が圧倒的に人と、それか

ら能力と、圧倒的な学識を持っておっしゃるんですね。でも、ぼっかーんとしてみんな聞いているというのが実は実態なんです。

それは実は、世界遺産というのをここ十二年、小笠原とル・コルビュジエはありがたくも世界遺産にさせていただきまして、それで17都市どころじゃなかったんですが、17資産を登録に持ち込むに当たって自治体協議会というものを持たせていただきまして、幸いにもフランス、ドイツ、アルゼンチン等々の7か国の方々とも自治体レベルでお話しさせていただいたのです。そうしたら、その自治体が、それこそうちの村レベルと言ったら失礼なんですけど、それぐらいの人口しかいないところから、大都市、パリというところまであり、あ、どこの国も一緒だと。この格差は同じなんだというのはすごく実感しました。その中で、同じようにこうやって輪になって、どうやって推薦書を書くかといっても、話に付いていけない人たちが数人いらっしゃるんですね。でもその中で一つになって世界遺産にしたというのは、私にとってはすごくいい経験だったんですが、諦めずに話し掛ける、手伝うということはすごくいい経験になったと思っています。文化財行政を25年やってまいりまして、もう格差は広がるばかりだと思っています。そこをどうしていったらいいのか、本当にどういうシステムを作っていけばいいのかというのは非常に大きな課題だと思っています。

済みません、課題に対する一つの答えではないんですけど、違う視点でどう切るかという意味も含めて御提案というか、話させていただきました。ありがとうございました。

【山本調査会長】 じゃあ、藤井委員、よろしく願いいたします。

【藤井委員】 藤井です。私は工学部の建築学科におりますので、専門は建築史ということになりますが、直前の3月まで、一つは文化庁の第二専門調査会の建造物の委員長をしていました。ですから建造物のプロですが、第一専門調査会では歴史資料の専門調査班にもいました。そこは、いわゆる美術にこぼれるようなありとあらゆるものを扱うので、例えば一番意見を言われたのは、氷川丸は一体どうすれば維持ができるのか、ということでした。それは歴史資料の担当の人は日本史の専門家だから、実は全然分からないんですよ。それで、調査したのは、建造物の方は横浜国大の先生が調査をして、建築系の人が多少は分かるだろうと期待をされたり、あとは歴史資料の中にいろいろ建築の図面とか出てきますから、そういうのをやりました。それから第三専門調査会では、古くは、十数年間、復元検討委員会というのがありまして、遺跡に復元建物をどう建てていいのかというのを中で議論をして、厳しい意見も厳しくない意見もあるんですが、結構大変な会議で

す。それから、史跡のところの委員をやっぱり何年かしております。ですから、何かどっぷり首まで漬かっていましたが、文化審議会に努めて全部現場系のところはやらなくていいと言われたので、今は以前に比べれば大分身軽な状態になっております。

それで、今回の論点が挙がっているんですが、この中で直接関係のあることが幾つかあるので、まずそれを2点ばかり申し上げて、あとは感想のようなことを申し上げたいと思います。

これは四つ目のところで、文化財の復元の在り方というところと、本物と見分けのつかないほどの高精細のレプリカのところがあります。まず復元の在り方なんですが、これは今までも復元をいろいろやってきましたが、これからも復元の希望が多分すごくあると思うんですね。ただ、復元の建物に関する情報は必ずしも文化庁にはありません。全国的な動向を把握して、復元建築の在り方について積極的に調査検討、例えばRC造の天守閣というのは日本中にいっぱいあるんですが、これの実態把握も分からないし、RCですと何年もつのかもたないのか、構造補強は入れるのか入れないのかということも実は誰も分かっていないんですね。そういう自治体の動向も分からない。基礎的な資料がないと、これ自体の議論もできないので、事務局にこれに関する調査を行っていただけるとありがたいと思っています。これはそういうことを議論するための基礎資料です。今までに復元検討委員会が扱ったのはほぼ木造建築で、それは経験的には建造物課でかなりいろんな情報を把握していますし、調査からそんなに時間がたっていないですから、当座安全であるという判断がある程度できると思いますそれ以外のものは調査をしないとほぼ分からないという状況です。

それから次に、高精細のレプリカの問題ですが、これは近年、美術関係の方で、本物が木造の建物の中に入っていると危険だから収蔵庫を作って収納しなさいという方向に大体動いております。例えば宝城坊をこの間修理しましたが、竣工してみたら、中に入っていた仏様が全部収蔵庫に入って戻ってくれないという、だから空っぽになっちゃったという。これは上醍醐もそうなんですが、醍醐寺の下の方に収蔵庫を作ったら、上の国宝建造物の中の国宝の仏様が降りちゃって、なくなっちゃった。で、空っぽなんですね。これは要するに、宗教的な文化財というのは建物と中に入っている仏様が一体化して価値があるのに、引き離されてしまっています。例えば、京都のお寺もそうなんですが、お寺の書院のところに障壁画が入っていて、ずっと出していると劣化するから収蔵庫に入れようと。障壁画のあとは真っ白いふすまになってしまうんですね。そうすると、本来持っていた建物との

一体性がどこにも見えなくなって、建築の価値も半分ぐらい減ってしまうし、絵画の価値も理解ができないという状態になっている。高精細な技術はまさにこういうものに使うべきで、要するに、見に来る人たちにとって価値を再現、まあ偽物だから完全に再現とは言いませんが、それに近い状態にしておくために、まさにこういう技術はそういうことのためにあるんじゃないかなという印象を強く持ちました。

そのほかに細かいことがいろいろあるんですが、雑駁な感想を申し上げますと、今まで地方都市といろいろ仕事をしたときに、先ほど原さんからもありましたが、文化財部局と観光部局が非常に関係が悪いんですね。それで、文化財の仕事をしていて観光の人が入ってくるとけんかになるとか、観光が独りで走って行って文化財が置き去りになるとかですね。マスコミの人が入ってきて、僕らはマスコミの人に、両方がうまくやれるといいんだけどねと言うと、マスコミの人は、まさにそうなんですと言って、要するに前に一步が踏み出せない。そういう地方の現場の関係の悪さを国の方もちゃんと理解して、国がそれをうまくいくように上からやれないでしょうかね。これはもうほぼ永遠の課題のようです。

また、私はスポーツが好きなものですから、この間までジロというイタリア1周の自転車競技をやっていました。もっと有名なのは、ツール・ド・フランスというフランス1周の自転車競技があります。この映像を見ていると、ものすごくきれいなんですね。都市からスタートして次の都市へ行くのに、途中ずっと山の中とか農村に行くんですが、これは一度御覧になっていただくと、フランスにしる、イタリアにしる、その映像を流すことで、世界中に観光戦略として、うちの田舎はいかにきれいか、うちの街はいかにきれいかというのを世界中に発信しているんですね。もし御覧になっていなければその映像を御覧になって、要するに発信力のすごさを意識していただけるとありがたいですね。例えばオリンピックでしたら、マラソンとか自転車競技とか延々と街路を流していく映像があります。これは同じようなものでして、景観あるいは国土の美しさをどうやって発信するのかというもので、僕が今まで見た中ではツール・ド・フランスとジローの競技の映像はすごいですね。そういうものを是非参考にさせていただけるとありがたいです。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

それでは、ちょっと飛びますが、湯浅さん、お願いいたします。

【湯浅委員】 ありがとうございます。ブリティッシュ・カウンシルの湯浅と申します。よろしくお願いいたします。私は、文化庁の文化審議会と文化政策部会の方にここ数年参加させていただいておりましたが、文化財に関するディスカッションの方に参加させてい

ただくのが今回初めてでして、今回いろいろな資料をまとめていただきましたので、是非過去の議論も勉強して皆様とお話をさせていただきたいと思っております。少し自己紹介をさせていただきます。ブリティッシュ・カウンシルは、英国の公的な国際文化交流機関です。私は個人的に、文化財に特化したプロジェクトというよりは、文化芸術、クリエイティブ産業全般の中で、英国と日本その他の国の実際のそこの活動をする方々、政策関係者をつなぐプロジェクトを多く手掛けております。その中で、英国での今の在り方などもこちらのディスカッションの中で共有させていただく機会もあればと思っております。

恐らく今回の諮問の中の背景の一つに文化経済戦略策定というのも大きなモチベーションになっているというお話だと思いますが、英国でも90年代後半に、クリエイティブ産業、クリエイティブ・インダストリーというものが定義されて大きく振興されました。そこから20年たって現在、当時13の分野を定義し、さらにそこからクリエイティブな分野というもの、文化的に関わるものが発展をしてテクノロジーが発展する中で、クリエイティブ・エコノミーというさらに大きな包括的な考え方で、経済活動としての価値を捉える動きが今ずっと行われています。特に2010年以降、そういった形でその経済価値について、又はそれを振興していくための枠組みが、ちょうどこの日本の議論と同じだと思いますが、新たな枠組みがないと、従来の枠組みでは振興が追い付かないということでいろいろな取組がなされています。

英国では、銀行や経済セクターですとかファイナンスとか生産業よりもクリエイティブ・エコノミーが雇用する人材が非常に多く、また今現在も発展している産業であるというような位置付けをされており、その中で教育から実際の経済活動まで、これを推進していくためにどういう枠組みが必要なのかという議論があります。その中で英国の文化遺産の保存が今までずっとされていますが、併せて、いかに幅広く全ての人に対して普及をしていって、そして活用していくのか。現代から未来を見据えて、より幅広く普及・活用していくために様々な取組が行われていて、特に多様な分野の人たち、セクターの人たち、多分日本と課題は全く一緒だと思いますが、民間や行政や、そしてほかの産業分野や、研究分野、あらゆるものが連携をするために様々な取組が行われています。一つは、日本でも五輪が2020年にありますが、ロンドン五輪の文化プログラムの中でも、その遺産の場所を使った様々な取組がありました。その結果、カルチャー・ツーリズム、文化観光という概念が非常に促進をされまして、一例ですが、ロンドン市が文化観光の戦略ペーパーを数年前にまとめています。それまで観光戦略があつて、文化戦略があつてばらばらだったも

のを、ロンドンに訪れる 80%以上の方が文化や遺産、文化財を目的に来るという統計が出ていますので、そこをさらに伸ばしていくための、振興普及していくための取組に対する政策ビジョンというものが出されておまして、恐らく今日本のこの議論の中で作っているものも、この長い日本の文化財の保存から活用の中で新たな枠組みを作っていくということなんだろうと思いますので、幾つか共有できることもあるかと思っております。

併せて今非常に議論になっているのが、テクノロジーの活用ということだと思います。そのテクノロジーを使うことによって、それが文化財の活用だけではなくて、保存、そして普及、併せていろいろなところに使えることになりますので、それが一体どういう意味を持っているのか、そしてどういう価値を生み出すのかということ、実際的なプロジェクトや取組が行われているようです。

そこで、この後、特に日本の今の枠組みの中で、これからこの1年間の短い中である方針を出していくということだと思いますが、きょうの資料5と7で現代の課題と目指す姿、そして論点をまとめていただいているのですが、ちょっと一つ二つ申し上げようと思うのが、事この分野、ずっと最初の頃からの幾つかのお話の中で、課題として、多様な分野の方々が連携をしなければいけないことによる新しい枠組みということだと思いますが、そういう多様な人々が、セクターの人たちが協働するときには大事なものは、やっぱり共通するビジョンだと思うんですね。今、資料7の方にやっていく具体的な施策が目指す姿ということで書いてありますが、一体これを変えることによって何を目指していくのかというところをより具体的に、誤解を生まないような形で、かつ、今これは地方創生観光振興ということが具体的に書いてありますが、文化財の価値というものには文化的な教育的価値、幅広い包括的な価値があると思いますので、そこも、既にもう議論されているのだと思いますが、取りこぼしのないようにビジョンを策定していき、それを実現するための施策というものに続けられるといいのかなと思いました。

あともう一つ、人材育成というのがキーになるのだと思いますが、前の先生方の御意見の中でも、非常に専門的なスキルを持った人材が必要だというお話がとてもあって、いかにそういったものを、恐らく美術工芸品のワーキングでも議題になるとと思いますが、大事な点だと思います。事この21世紀型の未来に向けて必要な、文化で活躍する人のスキルというところで、専門的なスキルだけではなくてソフトスキルが非常に大事になってくると思います。英国でも全く同じですが、事この多様な人々と連携できる人というもの、専門

的なスキルのほかにもう一つ 21 世紀型の人間力といえますか、ソフトスキルについても検討をする必要があるのではないか、またテクノロジーを使える、理解できるとか、そういったものも入れていくといいのかなと思いました。

もう一つ最後に、私どもの組織で、英国の文化・メディア・スポーツ省と共同で大きなカルチュラル・プロテクション・ファンドという事業をしまして、これは中東とかアフリカの紛争地域での危機にさらされた文化財の保護についての大きなプロジェクトです。日本でもそういった分野は非常に今いろいろな取組があると思いますが、是非この議論の中に国際共同とか国際連携といった視点も忘れないで入っていくと、さらにグローバルな社会になっていく中での日本のプレゼンスというものも高まるのかなと思いました。

【山本調査会長】 ありがとうございます。では矢ヶ崎さん、お願いします。

【矢ヶ崎委員】 東洋大学の矢ヶ崎でございます。私は国際観光学部に所属しておりますが、この 4 月 1 日をもちまして学部昇格をさせていただきました、ありがとうございます。観光に関するバックグラウンドとしましては、2008 年 10 月に観光庁が出来たときに、官民交流で民間から観光経済担当参事官ということで 2 年半行かせていただきました。そのときに観光政策を担当させていただき、その折には西村先生には大変お世話になりました、ありがとうございます。私の最初のミッションは観光統計を作れということでした。それは、これまで経験と度胸と勘でやってきた観光分野にサイエンスをとということで、非常にやりがいのある仕事でした。

そういうことから、観光政策ということを専門にしておりますが、昨今、インバウンドのお客さんが増えてきたということがいろいろなところを揺さぶり始めておまして、その刺激がこの文化審議会というところにも到達してきているのかなとも思っております。外貨を獲得する、サービスにおける輸出なんだというような経済的な役割も大変重要ですが、やはりインバウンドのお客様を受け入れるということは、日本ファンを作る、日本のことをよく理解してくださっている海外の方々を増やすということであり、要するにソフトパワーを強くするための下地づくりということが非常に重要だと思っております。こうなりますと、外国人の方々、旅行者の方々に、私たちは何者なのかということをあらゆる局面で説明をしていかなければいけないわけですが、そういうときに、文化財が非常に重要な、そして根源的な役割を果たす大事な位置付けだと思います。ただ、日本の観光業界が得意としてきた物見遊山的な団体旅行の、ちょっとせわしく動いて歩くような旅程であれば、やはり理解する時間もそう多くありませんので、こういうお客さんよりは、どちら

かというとしっかり時間を使ってください、そして価値のある説明にはお金を使ってください。個人のお客様に対して説明力を高めていくということが重要とも思っております。

また、観光庁を卒業しました後に、いろいろと委員もさせていただいておりました。その中で、国際会議等の MICE を呼んでくるときに、ユニークベニューという特別な場所でのレセプションをするというような、そういう場の使い方ということを研究する委員会の委員長をさせていただきました。そこで痛感したことですが、私たち観光分野の人間は文化財のことを知らな過ぎるということがあります。例えば、ワインを飲みながらのレセプションで、絹が素地になっている日本画にそんなものがちょっと飛んでも大変だということは容易に想像がつくのですが、人がそこに介在することだけで湿度が上がり、温度が上がり、それから振動が伝わり、そして微細な小さな見えない虫も運んでくるというような、そういう説明まで頂いた上で、ではどう活用していくのかという、ある程度しっかりとした理解と活用する覚悟みたいなものを持ってお話をしなければいけないんだろうなということを痛感させられた次第です。

ただ、今まで御指摘のように、地方に行けば行くほどそういう場がなかなかセットできないものですから、これは悩みどころです。しかし、今は、観光地域づくりに真剣に取り組むところは、ディスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションを作りなさいということになっております。DMO というものですが、これが地域を束ねるというミッションを持ちますので、その部隊を使ってしっかりと地元の方々、特に勉強が足りていない観光分野のビジネスの方々とお話をしていくということが大変重要なのかなとも思っております。DMO を目指すのであれば、こういう文化や歴史について話し合いをするということはある程度はあなたたちの義務だぐらいにできたら良いのではないだろうかという気持ちもあります。

また、手前みそですが、大学で観光を勉強する学生が大変増えております。学科も学部もコースも出来ております。そういう中で、文化財のことを勉強させるということもやっぱりあっていいのではないかなと思います。東洋大学の国際観光学部では、今年になりましてから、民間の企業財団でキュレーターをされていらした方を先生にお招きをして文化というものについて勉強するとか、環境を勉強するとか、そういうところも充実させてきております。もし先生の数が少なくても融通し合えばいい話でありますので、観光を学ぶ学生のうちからこういったテーマを学んでおくべきことはあるかなと思います。

特にこれは私の持論でもあるのですが、観光のビジネスというのは、観光業者が作ったものではないものを活用させていただいて、商売をしている。過去を含めて多くのほかの

方々が営々と作ってこられて、保存して、つないでこられたものを、上手に拝借して、ちょっと付加価値を付けて、そしてターゲットを決めて売っていく。お借りしてビジネスをやっているという側面がすごく強いですね。もちろん、それが全てだとは思いませんが、観光業者にそういう自覚をしっかりと持たせるということも大変重要ではないか。お互いウイン・ウインな形でということになりますと、やはり相手をよく知って、リスペクトした形で活用させていただく、それを観光のみんなに基本的なマインドとして作っていく必要があるなと思います。

最後に、ちょっと心配していることがあります。観光という手段を使うときに特有なとていまいましようか、出てくる心配事ですが、二つあります。一つは、特に日本の観光産業、先ほど申し上げましたように、どちらかというと安売りをしてビジネスをしてきたという、価格を下げるのが得意という部分がないにしてもあらずで、付加価値を作っていって相応のお金をしっかりと頂いていく、そしてその頂いたお金を地域で回していくというところまでの全体観のあるお金の作り方というのがなかなかまだ不得手です。ですから、放っておくと、もしかしたらガイド料も十分なものが料金として設定されないようなことが起きはしないかということの心配がありますので、そういうところはよくウオッチしていかなければいけないかなとも思います。

それともう一つは、観光で旅行者がその地域に来て観光消費をそこに落としてくださる、そうするとその地域は一見もうかるように見えるのですが、実は地方自治体に残る歩留まりというのはそんなに多くありません。ですので、観光振興をやって、その結果、その地域にある程度のお金が今以上に残るようになって、その残ったお金を文化財の保護、人材育成、それからもっといいプロモーション、もっといいガイドを養成するといったところに使っていけるような、そういう観点も重要かなと思っている次第です。

以上です。

【山本調査会長】 私から最後に2点だけ申し上げて終わりにしたいと思います。

私は名簿には、国立大学協会と書いてあるのですが、前職を申し上げますと、地方の大学をまわり、学長なども務めました。今、東京へ出てきて86大学の東京大学も京都大学も含んだ国立大学協会というところで仕事をしております。人生の大半というかほとんどを東京を避けて生きてきたんですが、何か最終コーナーで東京に出てくるという意外な結末になっています。今、文化のことをずっと伺いながら、日本の高等教育、大学と重ね合わせていろいろ考えておりました。痛切にこの2年間考えますのは、日本の社会は大学とい

うのをどう考えてきたのかなということ、政治経済、様々な各界の方と接触しながら愕然とすることが多くて、非常に大きな曲がり角に立っているのですが、どういうふうに曲がるのかということについて非常に岐路に立っているなと思っております。改めてきょうの皆さん方の議論を聞いていて、日本の文化、文化財ということ、日本の社会はどう考えてきたのか、あるいはこれからどう考えていくのかということの、我々の作業が日本社会が文化を深く広く考える基盤になる必要があるなということを改めて思いました。文化財保護法には、政府、公共団体はというのと、一般国民はという主語があってびっくりしたのですが、日本社会の文化に対する基本的な認識が広がるような、深まるような、そういう曲がり方をしたいものだなと改めて思っております。

二つ目は、その意味では、この審議会、調査会は、本当に各界の知見のある皆さんが集まっておられて、先ほどもうほとんど全てのことが出尽くしたんじゃないかと思っております。実は私、2年間何をやってきたかということ、文部科学省を中心とする学術、文化、教育に関する審議会はほとんど傍聴して、誰が何を言ってどういうふうに曲がろうとしているかということ、をずっと観察しながら国立大学政策を考えるということをやっておりますと、ある審議会でも言ったんですが、非常に日本の知見の蓄積が深い議論をされる審議会と、全く無関係に、大丈夫かなと思う会議も実はあって、そのことについて歴史の遺産と同時に危うさを感じているんですが、きょう皆さん方の知見を伺いまして、この調査会は大丈夫で、きっといい作業ができるんじゃないかと思えました。その意味では事務局の方々と一緒に、時間的にも大変だと思いますが、いい曲がり方ができるような議論をしたいものだと思っております。きょうは本当にありがとうございます。

それでは、今後の進め方につきまして、事務局お願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 今後の進め方について、資料番号10番を御覧ください。資料10は、今後の進め方(案)で、本日が6月1日木曜日で、第1回目です。メール等で既に少しお知らせをしておりますが、今後ヒアリングを予定しております。まずは文化財の所有者の皆さんからのヒアリング、そして自治体、民間事業者等からのヒアリングを考えております。6月中は3回、次回は6月21日を考えております。

その後、ヒアリングを2回で終わるのか、続けてこういう方からヒアリングをとというのがあれば、そのようなども含めて7月、8月の議論に入っていこうかと思っておりますが、7月、8月、大体月2回程度の開催でいかがかと思っております。ヒアリングを踏まえた論点の整理、中間まとめ(案)の検討、そして8月末の中間まとめを目指す形を考えております。

その後ですが、9月から10月にかけては、中間まとめを踏まえて、より詳細な検討を進めるとともに、パブリックコメントの実施ですとか取りまとめ（案）にしていく作業をしまして、11月に第一次の取りまとめという形で進めてはどうかと思っております。

以上です。

【山本調査会長】 それでは、次回、6月21日にまたお会いするということにしたいと思えます。それでは、第1回調査会を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

— 了 —